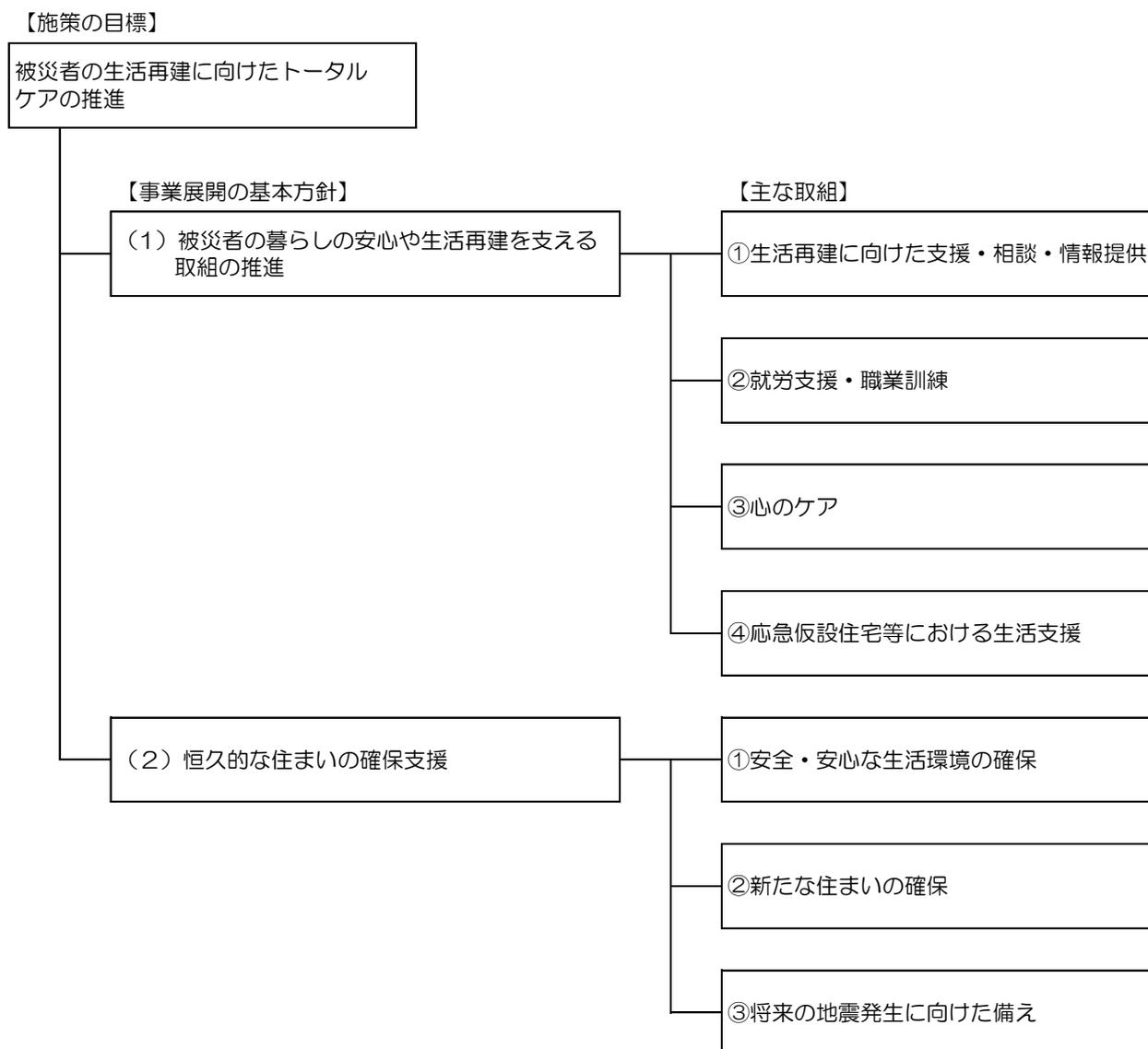


## ■第4章 目標別施策

### 1 被災者の生活再建に向けたトータルケアの推進

今回の震災で、多くの市民が住まいや仕事など日常生活における環境の変化に伴い、心身ともに影響を受けています。

被災者が一日も早く安心して自立的な生活を送ることができるよう、生活再建に向けた総合的な支援に取り組みます。



## (1)被災者の暮らしの安心や生活再建を支える取組の推進

総合相談窓口を各区に設置し、被災者の生活再建に向けた相談や様々な支援制度の情報提供など、分かりやすく丁寧な支援を行います。

また、震災により職を失った方やこれから就職を希望する学生等に対して、関係機関と連携した就労支援や、職業訓練などによる職業能力の向上支援に取り組みます。

さらに、高齢者や障がい者、妊産婦、子どもなどを対象に、震災によって傷ついた心のケアなど、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を行います。

### ①生活再建に向けた支援・相談・情報提供

- ・既存制度も含め、被災者の生活再建を支援する各種事業を実施するとともに、ワンストップの総合相談窓口を各区に設置し、公的な支援制度に係る相談、情報提供等を実施します。また、法律の専門家の協力による二重ローン問題解消等の相談対応など、民間の支援制度に係る情報提供を行います。
- ・特に、生活再建が必要な子育て家庭が、安心して子どもを産み育てられるよう、環境整備を図るとともに、子育ての不安を解消する相談体制の充実や経済的負担の軽減を図ります。

### ②就労支援・職業訓練

- ・熊本地震に起因する離職者に対して、関係機関と連携した就労支援や職業能力の向上支援を行います。

### ③心のケア

- ・被災者に対する心のケアの体制を充実させ、心身の健康の確保に向け一人ひとりの状況に合わせたきめ細かな支援を実施します。
- ・震災により傷ついた児童生徒に対して、スクールカウンセラーによるカウンセリングを行うなど、心のケアに取り組みます。

### ④応急仮設住宅等における生活支援

- ・避難所等から応急仮設住宅等に住まいを移した後も、孤立することなく心身ともに健康に暮らせるよう、入居者が集うことのできるスペースを確保するとともに、新たなコミュニティの中で生活する入居者の見守りや生活・健康相談、戸別訪問の実施など、被災者一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を実施します。

## (2)恒久的な住まいの確保支援

被災住宅の公費解体・撤去や応急修理のほか、液状化などの宅地被害からの復旧支援など、居住環境の回復を支援するとともに、民間賃貸住宅やサービス付き高齢者向け住宅<sup>13</sup>等の新たな住まいに関する情報提供や金融面の相談支援などを行います。

また、耐震診断や耐震改修を促進し、将来の地震発生へ向けた備えを強化します。

### ①安全・安心な生活環境の確保

- ・被災住宅の応急修理や、液状化などによる宅地被害やよう壁崩壊などからの復旧を支援することで、二次被害を防ぎ、安全で安心な住まいの確保に努めます。
- ・災害時に発生したがれきの処理や、やむを得ず解体する家屋の解体・撤去に関する支援を行います。

### ②新たな住まいの確保

- ・自力での住まいの確保が困難な被災者に対して、災害公営住宅を提供するなど、恒久的な住まいの確保支援に取り組みます。

### ③将来の地震発生に向けた備え

- ・個人住宅の耐震診断及び耐震改修を促進し、再び地震が起こった際の被害の軽減を図ります。また、耐震診断士等の育成に努め、耐震化の促進に取り組みます。

---

13 サービス付き高齢者向け住宅：介護・医療と連携して高齢者支援サービスを提供するバリアフリー構造の住宅のこと。